

演題番号：9

演題名：食品中に残留する動物用医薬品に関する試験法の妥当性評価に向けた取り組み

発表者名：○稲葉千恵 安座間夏紀 中村正治

発表者所属：中央食肉衛生検査所

1. はじめに

「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインの一部改正」(平成22年12月24日付け食安発1224第1号)により、各試験機関が実施する農薬等の試験法について、その妥当性評価を行うことが必要となった。そこで、県内畜産農家にて使用されている動物用医薬品を調査するとともに、スルファジミジン(以下、「SDD」という。)個別試験法の妥当性評価を実施したので概要を報告する。

2. 材料及び方法

(1)動物用医薬品の使用状況は、平成18年度～平成20年度に沖縄県中央家畜保健衛生所に使用報告のあった動物用医薬品及び平成22年度～平成24年度9月までに沖縄県農業共済家畜診療所にて使用した動物用医薬品について調査を実施した。

(2)SDDの試験は、鶏の筋肉(SDD陰性確認済み)を用いて、通知試験法(平成17年1月24日付け食安発第0124001号)の個別試験法に基づき実施した。妥当性評価は、実施者2名それぞれが、添加量が明らかな試験品を1日1回2検体、3日間分析する枝分かれ試験を行い、真度(回収率)、併行精度及び室内精度の各性能パラメーターについてガイドラインの目標値と比較した。

3. 結果

(1)動物用医薬品調査の結果、県内畜産農家で使用されている動物用医薬品(ワクチン、ホルモン剤等を除く)は、抗生物質20薬剤、合成抗菌剤10薬剤、代謝性用薬2薬剤、駆虫薬1薬剤、合計33薬剤であった。そのうち、通知試験法の「HPLCによる動物医薬品等の一斉試験法I(畜水産物)」及び「個別試験法」の検査対象に含まれる薬剤は24薬剤であった。また、これまで当所にて実施した検査項目のなかで妥当性評価が必要な試験法を用いる16薬剤と一致した動物用医薬品は7薬剤であった。

(2)SDD個別試験法の妥当性を評価した結果、真度77.2%、併行精度12.5%、室内精度15.1%となり、ガイドラインに示された目標値(真度70～120%、併行精度15%未満、室内精度20%未満)に適合した。

4. 考察及びまとめ

動物用医薬品調査では、これまで当所にて実施した妥当性評価が必要な検査項目と一致する薬剤は7薬剤と少ないことが確認された。今後はこの調査結果を踏まえ検査項目の選定を行い、一斉試験法Iや使用頻度の高い抗生物質のベンジルペニシリン、テトラサイクリン系等の個別試験法から順次妥当性を評価していく必要があると思われる。また、今回実施したSDD個別試験法は枝分かれ試験により妥当性が確認できた。